

昭和十四年六月二十一日起案

昭和 年 月 日決裁

教務課長



理事



學長

案

臨時休講ノ件

六月二十六日(月)ヨリ今二十九日(木)迄四日間晝間法學科三年生  
群馬縣相馬ノ原ニ於テ野營教練實施ノ爲當日右學年  
ノ授業臨時休講致可然哉

中央大學

月、青木、

火、三浦、内田、升本、渡辺

水、森、加藤、山田、高橋、高橋、

木、佐々、柴田、矢追、